平成２９年（フ）第２７６号
千葉県松戸市古ケ崎３丁目3360番地の４
債務者　佐藤　一美
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第２８８号
千葉県柏市西原２丁目６番２号
債務者　増田　妙子
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１６５号
仙台市青葉区宮町５丁目９番３―205号、従前の住所大阪府吹田市泉町５丁目23番４号（208）
債務者　上村　一真
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１１号
宮城県白石市郡山字弥陀内１番地
債務者　馬場奈央美
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第２７号
福島県いわき市郷ケ丘３丁目25番地の４
債務者　吉田　賢司
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第２９号
福島県いわき市三和町下市萱字北32番地
債務者　阿部　雅樹
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第３１号
福島県いわき市小名浜住吉字大町15番地の３
債務者　永井　秀利
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第３４号
茨城県日立市本宮町４丁目23番６号
債務者　大窪隼也人
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第３９号
茨城県日立市塙山町２丁目18番７号
債務者　猿渡　一恵
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２９年（フ）第４２号
茨城県日立市本宮町１丁目７番３号
債務者　和田　雅枝
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第２７１号
茨城県つくば市作谷1585番地
債務者　飯塚　嘉子
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２５６号
神戸市東灘区魚崎西町３丁目５番28号第２日光マンション306号
債務者　和田　祐子
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３０７号
神戸市東灘区西岡本１丁目12番３―303号
債務者　神野　飛鳥
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３２１号
神戸市須磨区須磨寺町２丁目２番４号笠井文人方、住民票上の住所神戸市垂水区泉が丘２丁目３番５号第２松華園303号
債務者　山之内正歳（旧姓小髙）
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３２９号
神戸市東灘区北青木４丁目23番22号　山根ハイツ302号
債務者　藤原　　忍
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３３１号
神戸市灘区泉通２丁目３番16―201号、従前の住所神戸市東灘区青木２丁目２番１―820号
債務者　山口　常夫
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３３２号
神戸市灘区泉通２丁目３番16―201号、従前の住所神戸市東灘区青木２丁目２番１―820号
債務者　山口　純子
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部